

会議室のご利用について

大阪市社会福祉研修・情報センター
電話 4 3 9 2 - 8 2 0 0

1. 施設使用許可書は使用当日持参し、使用開始、使用終了の際は1階事務室へ届け出てください。
2. 使用許可時間は必ず守ってください。

午 前	午 後	夜 間
9:30~12:30	13:00~17:00	18:00~21:00

使用のための準備・後始末などは、
使用許可時間内をお願いします。

3. 使用の権利を譲渡したり転貸しすることはできません。
4. 使用許可内容を変更しようとするときは、あらためて使用許可申請書を提出して許可を得てください。
5. 建物及び付属設備等を損傷又は亡失したときは、直ちに当センター職員に届け出てください。
この場合、使用者において現状に復し、又は損害を弁償していただきます。
6. 火災・盗難及び人身事故の防止について、最善の注意を払ってください。
7. 使用物品等の配置を変えた場合は、終了後元の位置に戻してください。
8. 次の各号の1に該当する者は、入館を断り、又は退館させることがあります。
 - (1) 非常に大きな音量を発するなど、他人に迷惑となる行為をするおそれがある者
 - (2) 旗竿などを振り回して壁、照明器具など、建物又は付属設備を損傷するおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物を携行する者
(身体障がい者補助犬は除く)
 - (4) 次のように、管理上必要な指示に従わない者やその他管理上支障があると認める者
 - ・使用許可時間や使用室の定員を守らない場合
 - ・カラオケ及び楽器の持ち込み演奏をした場合
 - ・許可なく壁などに張り紙をしたり、館内で物品の販売をした場合
 - ・飲酒をしたり、火気を使用した場合
 - ・使用目的以外の使用をした場合
 - ・当センター職員が管理上の必要が生じた時の入室を拒んだとき
9. 次の各号の1に該当するときは、使用許可の取り消しや制限、又は退去を命ずることがあります。
 - (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
 - (2) 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込んだり、わいせつな行為を行う場合
 - (3) 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷したり、旗竿などを振り回して壁、照明器具など、建物又は付属設備を損傷する恐れがある場合
 - (4) 定員超過が予想され、消防上危険な場合
 - (5) 大阪市社会福祉研修・情報センター条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
10. 飲食等によるゴミはお持ち帰りください。
11. 特別警報または暴風警報が発令されると臨時休館となりますのでご注意ください。
(注) 暴力団の利益になる使用は許可できません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは使用の許可の取り消し等を行います。
上記事由を確認する必要がある場合には、条例に基づき大阪府警察本部に照会することがあります。

****お車での来館はご遠慮くださるよう参加者に周知してください****